

平成14年度財務諸表及び決算報告書に関する意見書

独立行政法人通則法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の平成14事業年度の決算について監査をしたところ、適法に処理されており、財務諸表及び決算報告書のとおり相違ないことを確認します。

平成15年6月18日

独立行政法人国立美術館

監事

真 室 佳 武

監事

和 田 義 博

財務諸表等に重要な影響を与える不正及び誤謬並びに違法行為に関する報告書

平成15年6月18日

独立行政法人 国立美術館  
理事長 辻村 哲夫 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 清水 至  
関与社員

関与社員 公認会計士 加藤 暢一

当監査法人は、独立行政法人通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人国立美術館（以下、「法人」という。）の平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第2期事業年度の財務諸表等すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の実施に当たって当監査法人は、法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して、財務諸表等の重要な虚偽の表示の有無について合理的な保証を得ることができるよう監査を計画し実施した。

上記の監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかった。

なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

法人と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上